

福岡・元岡・桑原

- 1 所在地 福岡市西区大字桑原字戸山
- 2 調査期間 第二〇次調査 二〇〇〇年(平12)四月～二〇〇三年五月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 菅波正人
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙関連遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
- 7 木簡の釈文・内容
- 第二〇次調査では三七点の木簡が出土している。このうち、一六点を本誌第二三三号に紹介した(遺跡名を「元岡・桑原遺跡」としたが、表記のように訂正する)。二〇〇三年度、第二〇次調査が終了し、木簡の整理作業が進んだことから、訂正分の三点(①③)と未報告分の二点について報告する。

- (1)
- ・ [] 出 [] 給 [] 大 [] [] [] []
- [] 材 [] [] [] [] [] [] [] []
- (横) (天) (地) (逆)
- (963) × (31) × 10 081 23 (9)

- [illegible]

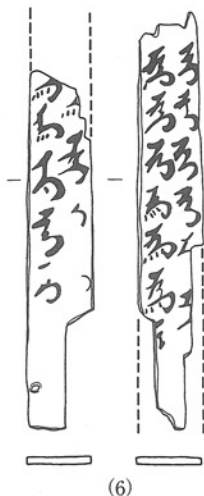
(18)	〔葛野マ□□□〕	235×15×5 051
(17)	四	(67)×26×3 059
(16)	・□□	(73)×(12)×3 081
	・□	
(15)	・□□□	(38)×17×5 081
	・□□□	
(14)	・□□□□□□□□□□ 〔自家カ〕〔間カ〕子□ □□三月六日	(127)×(20)×6 081
(13)	□□□□〔マカ〕	(107)×(19)×8 081
(12)	・□□租官	(99)×(12)×3 081
	・□□	
	□□□□□□〔枚カ〕	(410)×45×8 019
(11)	・□□	

(19)	〔登志郷〕	(83)×29×5 019
(20)	〔志麻カ〕□□□□	(60)×26×5 019
(21)	・郷明	(60)×30×3 081
	・□	
(22)	・□□	(40)×(16)×3 081
	・郷	
(23)	・明	(60)×(13)×3 081
	・□□	
(24)	□□□□四百五十	(205)×(18)×5 081

(1)は下端と側縁の一方を欠くが、九〇cmを超える長大な木簡である。両面に墨書が見られるが、一連の内容を示すものではない。表とした面には「出□給」^{〔筆カ〕}とあり、出挙に関わるものと考えられるが、遺存状況は悪い。裏面は横方向に文字が書かれる。判読しづらいが、人偏の文字の習書と考えられる。下方には天地逆で細かな文字が書かれている。(2)は上・下端が欠損する。判読できた文字が増え、一面には二行あり、最初の行には「錢百十五文」、二行目には「己酉



(7)



(6)



(4)



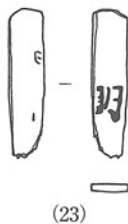
(14)



(12)



(5)



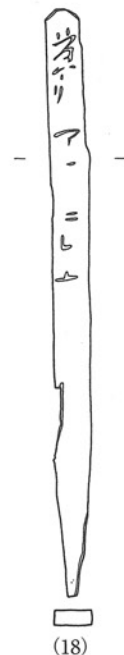
(23)



(19)



(24)



(18)



(1)



(22) 表



(21)

マ田麻呂」の人名が判読できる。(3)は二片に折損しているが、同一個体と考えられる。前回は表裏に文字があるとしたが、片面のみと判断した。上端は丸く仕上げられる。上端近くに「献上」と記され、やや下がったところに文字が見られるが、判読できない。下方に「延暦四年十月十四日真成」と年紀と人名を記している。(4)は上・下端が欠損している。両面に記載がある。表面は墨が消えて、浮き出た状態であるが、判読できない。(5)は上端を欠く。(6)は両端、両側が欠損する。「為」の習書か。(7)は上端と側縁の一方を欠く。「山^{〔奈カ〕}郷」の地名が記される。志麻郡内では比定地はみあたらない。(8)は上端を欠く。(9)は完形品。(10)は下端と側縁の一方を欠く。いずれも墨痕が若干みられる程度である。(11)は下端が欠損している。墨書は両面にみられるが、ほとんど読めない。(12)は上端が欠損、下端は切断している。「租官」は職掌を示すものか。(13)は下端と側縁の一方を欠く。(14)は下端を欠く。墨は消えているが、文字の部分が浮き出ている。裏側には「三月六日」の日付が記される。(15)は上・下端が欠損する。(16)は上・下端が欠損する。(17)は上端が欠損している。「四」の下にも墨痕がありそうだが、不明。(18)は上端を圭頭状に削り、下端は尖らせる。文字はかすれてほとんど読めないが、「マ(部)」の字があり、人名か。(19)は下端を欠く。「登志郷」は志麻郡内の郷名である。(20)は下端を欠く。墨がかすかに残る。「志麻」か。(21)~(23)は同一個体と考えられるが、接点がなく、別々の番号を付し

た。「郷明」、「明」などの文字から郡内の郷名の「明敷郷」を指すものと考えられる。(24)は両端、両側を欠く。文字は二行あり、最初の行には「四百五十」の数が記されている。

今回出土した木簡を概観すると、时期的には出土状況や紀年銘から八世紀前半と後半の二つに分けられる。内容については年紀を記したもの(大宝元年(七〇二)、延暦四年(七八五))、地名(赤敷里(明敷郷)、登志郷など)、貢納に関わるもの(鮑廿四連、献上など)、税に関わるもの(出挙、計帳、税官、租官など)、祭祀に関わるもの(道塞など)、人名(難波部、額田部など)などがあるが、律令制下の地域支配に関わるものといえる。なお、周辺には同時期に多くの製鉄遺構が発見されているが、今のところ、木簡には製鉄に関わるものは確認されない。なお、木簡の釈読にあたって、狩野久氏、坂上康俊氏、佐藤信氏、柴田博子氏、田中正日子氏、館野和己氏、東野治之氏、永山修一氏、橋本義則氏、馬場基氏、森公章氏、八木充氏、吉川聡氏、吉川真司氏、渡辺晃宏氏をはじめとした多くの方々から資料を見ていただき、検討していただいた。今回掲載した釈文はそれらの成果を基に、坂上康俊氏、橋本義則氏に監修していただいた成果である。

8 関係文献

福岡市教育委員会『九州大学統合移転用地内埋蔵文化財発掘調査概報二―元岡・桑原遺跡群発掘調査―』(『福岡市埋蔵文化財調査報告書』七四三、二〇〇三年)

(菅波正人)